

第 19 号議案

平成 24 年度

吉田町一般会計補正予算（第 4 号）

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,529,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,706,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

平成25年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		101,001	△3,000	98,001
	2 自動車重量譲与税	73,000	△3,000	70,000
7 自動車取得税交付金		35,000	3,700	38,700
	1 自動車取得税交付金	35,000	3,700	38,700
11 分担金及び負担金		131,504	4,863	136,367
	1 分担金	8,160	860	9,020
	2 負担金	123,344	4,003	127,347
12 使用料及び手数料		63,573	△2,214	61,359
	1 使用料	48,501	△2,214	46,287
13 国庫支出金		1,598,962	2,151,525	3,750,487
	1 国庫負担金	579,152	△6,275	572,877
	2 国庫補助金	1,012,821	2,157,800	3,170,621
14 県支出金		561,667	22,917	584,584
	1 県負担金	215,777	△3,927	211,850
	2 県補助金	281,475	28,170	309,645
	3 県委託金	64,415	△1,326	63,089
16 寄附金		1,937	146	2,083
	1 寄附金	1,937	146	2,083
17 繰入金		365,095	36,800	401,895
	2 基金繰入金	361,200	36,800	398,000
19 諸収入		83,354	7,263	90,617
	3 貸付金元利収入	122	1,055	1,177
	4 受託事業収入	174	6	180
	5 雑入	79,819	6,202	86,021

款	項	補正前の額	補正額	計
20 町債		1,775,300	2,307,000	4,082,300
	1 町債	1,775,300	2,307,000	4,082,300
歳入	合計	11,177,147	4,529,000	15,706,147

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		104,850	△903	103,947
	1 議会費	104,850	△903	103,947
2 総務費		1,160,871	△1,011	1,159,860
	1 総務管理費	856,354	570	856,924
	2 徴税費	225,427	114	225,541
	3 戸籍住民基本台帳費	55,157	△205	54,952
	4 選挙費	21,591	△1,490	20,101
3 民生費		2,516,133	58,807	2,574,940
	1 社会福祉費	987,297	△2,690	984,607
	2 児童福祉費	1,528,624	61,497	1,590,121
4 衛生費		1,763,359	△12,907	1,750,452
	1 保健衛生費	1,763,359	△12,907	1,750,452
5 労働費		2,941	△14	2,927
	1 労働諸費	2,941	△14	2,927
6 農林水産業費		234,276	32,341	266,617
	1 農業費	73,768	△50	73,718
	3 水産業費	150,387	32,391	182,778
7 商工費		59,052	△1,762	57,290
	1 商工費	59,052	△1,762	57,290
8 土木費		1,786,812	280,078	2,066,890
	2 道路橋梁費	304,166	94,613	398,779
	3 河川費	272,588	△17,957	254,631
	4 都市計画費	1,161,013	205,278	1,366,291
	5 住宅費	14,180	△1,856	12,324
9 消防費		1,803,797	3,993,460	5,797,257
	1 消防費	1,803,797	3,993,460	5,797,257

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		595,724	179,856	775,580
	1 教育総務費	140,938	△9,309	131,629
	2 小学校費	85,407	187,930	273,337
	3 中学校費	53,655	1,796	55,451
	4 社会教育費	163,896	144	164,040
	5 保健体育費	151,828	△705	151,123
13 諸支出金		241,377	1,055	242,432
	2 基金費	241,284	1,055	242,339
歳出合計		11,177,147	4,529,000	15,706,147

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	心身障害者施設等負担金事業	2, 210
3 民生費	2 児童福祉費	すみれ保育園建設事業	233, 285
4 衛生費	1 保健衛生費	災害時医療救護対策事業	2, 012
6 農林水産業費	3 水産業費	水産基盤整備事業	91, 765
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持費（路面性状調査事業）	3, 500
8 土木費	2 道路橋梁費	地方特定道路整備事業 大幡川幹線改良事業	29, 234
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 高島4号線道路改良事業	6, 023
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 舞台民附線道路改良事業	42, 469

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 中瀬高畑2号線道路改良事業	6,245
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 日の出線道路改良事業	6,669
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 中瀬北原1号線道路改良事業	20,001
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 西の坪大浜1号線道路改良事業	4,253
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 東向2号線道路改良事業	3,780
8 土木費	2 道路橋梁費	都市防災総合推進事業 平島8号線道路改良事業	9,415
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修費(橋梁点検調査事業)	3,000
8 土木費	3 河川費	榛南幹線水路事業	90,300



(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
8	土木費	4 都市計画費	土地利用対策費（平島8号線用地費）	14,675
8	土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業	4,870
8	土木費	4 都市計画費	榛南幹線整備事業	20,921
8	土木費	4 都市計画費	都市防災総合推進事業 富士見幹線整備事業	120,787
8	土木費	4 都市計画費	都市防災総合推進事業 北区公園整備事業	129,015
9	消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業	134,000
9	消防費	1 消防費	消防団消防ポンプ車整備事業	17,909
9	消防費	1 消防費	津波防災まちづくり計画策定事業	19,700
9	消防費	1 消防費	津波避難タワー設置事業	4,792,963
10	教育費	2 小学校費	住吉小学校校舎補強事業	185,745

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校理科教育設備整備事業	1,597
10 教育費	3 中学校費	中学校理科教育設備整備事業	1,575
合 計			5,997,918

## 第3表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
すみれ保育園建設事業(国補正対応分)	千円 55,000	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ、償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
水産基盤整備事業(国補正対応分)	18,600	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
都市防災総合推進事業高島4号線整備事業(国補正対応分)	3,000	"		
都市防災総合推進事業舞台民附線整備事業(国補正対応分)	28,300	"		
都市防災総合推進事業中瀬高畑2号線整備事業(国補正対応分)	3,100	"		
都市防災総合推進事業日の出線整備事業(国補正対応分)	3,300	"		
都市防災総合推進事業中瀬北原1号線整備事業(国補正対応分)	10,700	"		
都市防災総合推進事業西の坪大浜1号線整備事業(国補正対応分)	2,100	"		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市防災総合推進事業東向2号線整備事業 (国補正対応分)	千円 1,800	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ、償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
都市防災総合推進事業平島8号線整備事業 (国補正対応分)	4,700	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業 (国補正対応分)	77,600	"		
都市防災総合推進事業北区公園整備事業 (国補正対応分)	83,900	"		
消防団詰所整備事業(国補正対応分)	50,000	"		
津波避難タワー設置事業(国補正対応分)	1,902,100	"		
住吉小学校校舎補強事業(国補正対応分)	146,500	"		
合 計	2,390,700			

## 2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
すみれ保育園建設事業	千円 266,100	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 225,700	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
水産基盤整備事業	12,500	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	6,200	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。
高速道路跨道橋整備事業	26,200	"			12,600	"		
都市防災総合推進事業 日の出線整備事業	10,800	"			10,300	"		
大窪川改修事業	27,000	"			24,300	"		
榛南幹線水路整備事業費	131,900	"			131,800	"		
榛南幹線整備事業	36,400	"			35,700	"		
東名川尻幹線整備事業	4,000	"			2,000	"		
避難路整備事業	8,100	"			12,000	"		
都市防災総合推進事業 北区公園整備事業	55,500	"			52,000	"		

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防ポンプ車整備事業	千円 16,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 16,800	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
津波避難タワー設置事業	696,000	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	692,000	"	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。

3 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
住吉幹線整備事業	千円 10,500	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 —	—	% —	—	
吉田中学校空調設備設置事業	3,200	”	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。					

